（道路交通法の一部改正）

第十二条　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第五十一条の八第三項第二号イを次のように改める。

イ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第五十一条の八第三項第二号ロ中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号ホ中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

（警備業法の一部改正）

第十三条　警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号を次のように改める。

一　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の一部改正）

第十四条　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号を次のように改める。

一　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第三条第八号中「第四号」を「第五号」に改め、同号を同条第九号とし、同条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、同条第五号ただし書中「第八号」を「第九号」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五　心身の故障により自動車運転代行業の業務を適正に実施することができない者として国家公安委員会規則で定めるもの

第七条第一項第二号中「第六号及び第七号」を「第七号及び第八号」に改める。

第十四条第一項中「第三条第一号から第四号まで」を「次の各号」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第三条第一号から第四号までのいずれかに該当する者

二　心身の故障により運転代行業務を適正に実施することができない者として国家公安委員会規則で定めるもの

（インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の一部改正）

第十五条　インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成十五年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第一号中「成年被後見人若しくは被保佐人又は」を削り、「受け」を「受けて」に改め、同条第六号イ中「第四号」を「第五号」に改め、同号を同条第七号とし、同条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　心身の故障によりインターネット異性紹介事業を適正に行うことができない者として国家公安委員会規則で定めるもの

（探偵業の業務の適正化に関する法律の一部改正）

第十六条　探偵業の業務の適正化に関する法律（平成十八年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号を次のように改める。

一　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第三条第六号中「第四号」を「第五号」に改め、同号を同条第七号とし、同条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　心身の故障により探偵業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定めるもの

第三節　個人情報保護委員会関係

（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正）

第十七条　行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

第四十四条の六第一号中「、成年被後見人又は被保佐人」を削り、同条中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　心身の故障により前条第一項の提案に係る行政機関非識別加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うことができない者として個人情報保護委員会規則で定めるもの

（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正）

第十八条　独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第四十四条の六第一号中「、成年被後見人又は被保佐人」を削り、同条中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　心身の故障により前条第一項の提案に係る独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うことができない者として個人情報保護委員会規則で定めるもの

第四節　金融庁関係

（無尽業法の一部改正）

第十九条　無尽業法（昭和六年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の二第一項第四号イを次のように改める。

イ　心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

第三十五条の二第一項第四号ロ中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同号ハ中「禁錮」を「禁錮」に改める。

（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の一部改正）

第二十条　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二第一項第四号イを次のように改める。

イ　心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定める者

第十二条の二第一項第四号ロ中「破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改め、同号ハ中「禁錮」を「禁錮」に改める。

（金融商品取引法の一部改正）

第二十一条　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の四第一項第二号イを次のように改める。

イ　心身の故障により金融商品取引業に係る業務を適正に行うことができない者として内閣府令で定める者